

議長（江田五月君） 愛知治郎君

〔愛知治郎君登壇、拍手〕

愛知治郎君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案等三法案に関して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず初めに、チリ地震においてお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたします。また、地震に伴う津波で私の地元宮城県においても多くの被害を受けました。被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

さて、最初に税收についてお尋ねいたします。今二十二年度予算において国債の発行額は四十四兆円に達し、税收見込みの三十七兆円に比較して、戦後では昭和二十一年度以来初めて税收より国債発行額が上回る当初予算を組んだこととなります。

鳩山政権において、総理始め各閣僚、関係者から、想定外に税收が落ち込んだせいである旨発言されているようですが、そもそも民主党において、リーマン・ショックから生じた経済危機の影響を

余りにも過小評価していたのではなかったでしょうか。そして、国のため、国民のため、その危機的状況に対応するため奔走していた自公政権を混乱に乗じ政局優先で振り回し、政権を取ることを優先させる余り、十分な見込みもありませんまま立案した子ども手当や高校授業料無償化、農家への所得補償等の公約を履行しようとした結果ではないでしょうか。改めて総理に現状認識をお伺いいたします。

また、事あるごとに過去の自民党のせいであるとの発言は、余りにも現に政権を担っていることに對し無責任ではないでしょうか。私が初当選をしたとき、国及び地方の借金は既に七百兆円近くありました。しかし、その事実を知ってなおかつ、その状況を改善、改革しようとして候補したのであり、当選後、ひたすら自分なりに努力もしてきました。

鳩山総理は、何のために政権を取って総理大臣になったのですか。何でもかんでも自民党のせいということですので問題が解決するのであれば、幾らでも自民党のせいにしていただいて構いませんが、実際はそうはいきません。現政権を担い、未来に対しても責任を負っている自覚が本当におありになるのか、とても不安に思います。財政政策における総理の覚悟をお伺いいたします。

また、我々自由民主党は、財政再建への道筋を

付けるため財政責任法を取りまとめ、今国会に提出いたします。この法案は、我が国財政が既に危機的状況に突入したとの厳しい認識の下、国、地方を挙げて財政健全化の責務を有することを規定しております。そして、ストック、フローの両面で数値目標を明確に掲げ、将来の十年間を目標に財政の立て直しを図るものであります。

政府においては、六月までにといつた悠長な姿勢で臨むのではなく、我々の財政責任法案に賛同し、予算の成立と同時に、この法案の成立に協力していただきたいと存じます。併せて総理の見解をお伺いいたします。

さて、続いて個別の事項、暫定税率についてお尋ねいたします。

ちょうど二年前の今ごろ、この国会において、この暫定税率について大変な議論がありました。正確に言いますと、この参議院においては、ただの一度も審議すらしていませんが、少なくとも大混乱していたのは覚えているはずであります。当時から参議院において民主党は第一党でした。当時、私は財政金融委員会の自民党の筆頭理事をしていましたが、なぜ審議拒否をしてまで暫定税率部分を反対、失効させたのでしょうか。そして、なぜ今回は実質的に継続させるのでしょうか。明確にお答えください。

民主党のマニフェストには、ガソリン税などの

暫定税率は廃止し、生活コストを引き下げますとあります。当時と比べ、現在は景気が回復し、生活が改善されていると考えているのでしょうか。また、しきりに何十年も暫定を続けているのはおかしいとおっしゃっております。今の措置は恒久的なものなのでしょうか。私には暫定税率の暫定措置に思えますが、いかがでしょうか。

そして、鳩山政権においては、一酸化炭素排出量一九九〇年比二五％を掲げておりますが、当時から地球環境は劇的に変化したのでしょうか。なぜここまで姿勢を急変させたのでしょうか。

さらに、暫定税率が失効し、ガソリン価格が乱高下したことによる経済への影響、歳入に瑕疵が生じ、自治体運営に混乱等があったことについてどう考えているのか、お伺いいたします。特に、自治体に対する影響については、現在の政権運営においても様々な分野にわたり混乱を生じさせているように思えます。併せて総理にしっかりと答えいただきたいと思えます。

それぞれの問いにお答えいただく前提ですが、私が思うに、今回暫定税率を維持する最も大きな理由は、やはり財源不足だと思えます。この点、民主党は昨年の総選挙において、予算の組替えと無駄遣いの根絶により財源は確保できると大変な自信を持って国民に確約しておりました。まさかそんなうまい話があるのかと思いがちですが、一度

やらせてみようじゃないかと思ひ、多くの有権者が民主党に投票したのは紛れもなく事実だと思います。あれはうそだったのでしょうか。できないのであれば、はっきりと認め、国民に謝罪するべきではないでしょうか。

特に、菅財務大臣におかれましては消費税の議論に前向きと伺っておりますが、その点では私も消費税の議論なしに財政問題の解決はあり得ないというふうに考えております。しかし、財源が確保できるとの前提であれば、議論すること自体論理的におかしいのではないのでしょうか。お答えいただきたいと存じます。

また、このことのみならず、今回の税制改正においては、マニフェストで明示していた中小企業の法人税を一一％に引き下げるといふ公約が実行されておりません。

我々が政権を担っているとき、当時の野党からさんざん大企業優遇、中小企業軽視だとやゆされましたが、そんなことはありません。日本経済を支えてきたのは中小企業であり、その活性化こそが景気回復の大前提と考えております。しかし、実際に中小企業だけを支援する政策には限界があります。だからこそ、資金繰り対策や、法人税率を本来三〇％であるところを二二％にし、更に今回の経済危機に際し一八％まで引き下げてきたのであります。なぜマニフェストどおりに実行しな

いのでしょうか。経済対策として行うのであれば、今やらないで四年後では意味がありません。総理に理由をお尋ねいたします。

このように、暫定税率や法人税の減税など、やるべきことをやらないことに加え、今回の税制改正では、たばこ税の大幅増税が盛り込まれております。そもそもこのたばこ税の大増税は何のためにやるのでしょうか。私は、平成二十二年度税制改正大綱において、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があるとの方針を見て、大変驚きました。

そもそも税とは何であるのでしょうか。少なくとも、辞書等で調べる限り、国や地方公共団体等が公共サービスを実施するための資源として民間から徴収する金銭その他の財貨・サービスであると定義をされており、私もずっとそう思っていました。鳩山政権においては、ジョン・ロックやジャン・ジャック・ルソーから続く憲法の理念の下にある税の概念を根本から変えるといつのでしょうか。聞くところによると、今回の増税において議論がすっかりなされているように思えないのですが、どのような経緯で、また改めてどのような理由で決定されたのでしょうか。総理にお尋ねいたします。

もし財源を確保する目的で増税への理解を得や

すくするため単純に国民の健康を理由にしているのであれば、余りに安易な考え方であり、今後いついかなる理由においても増税がなし得ることにつながり、国民にとって大変恐ろしく危険な発想ではないですか。特に、今後議論が予想される環境税等において、排出抑制のためと称し、ありとあらゆる分野において際限なく増税が行われる可能性を私は危惧しております。

私は現在国会議員であります。いついかなるときにでも、一市民、一国民として生きていくと思っております。一国民として、こんなに安易に増税されるのを黙って見過ごすわけにはいきません。総理の税に対する基本的な認識を併せてお伺いいたします。

また、この税に関して議論を避けて通れないのが、やはり総理の脱税問題であります。

もちろん、法的には脱税犯と認定されているわけではありません。また、総理が知らなかったと言ひ張る以上、知っていたことを証明しない限り犯罪として追及することも難しいのかもしれない。しかし、正直申し上げれば、我々は総理の行った行為は脱税そのものであると考え、また、これまでの説明では国民の大多数もやはり脱税だったのではないかと考えているのだと思います。たとえ知らなかったにしても、十二億円以上に上る巨額のお金を受け取っていた事実を知らないので

は、余りに重大な過失があると言わざるを得ないです。そのことは総理自身が率直に非を認めているところでもあります。

なぜさかのぼって通常の税を納めれば済んでしまつのでしょうか。そして、それで責任を果たしたと言えるのでしょうか。どうして重加算税が課されないのですか。一般の人であれば有無を言わず徴税されるのに、総理なら許されるのかというのが国民の感情だと思います。

総理 総理は覚えていないでしょうが、二十年ほど前に私の父と志を同じくし、サロンにおいて勉強会をしていたとき、朝食を運んでいたのは私でした。おれがおれがという政治家の中で、何と謙虚で常識的な人だろうと思ひ、逆にこの世界でやっていけるのかとすら思いました。あなたが金に汚く、悪意を持って蓄財しようとしたとは多分だれも思っていないでしょう。問題はそこではないのです。

私は、この問題を取り上げなければならないのが残念でなりません。また、国民もうんざりしていると思います。しかし、納得し、このままやむやにするわけにもいきません。ほかに多くの喫緊の課題を議論しなければならぬ国会において、このことに時間を割かなければいけないという現実をどう考えているのか、そして、どう責任を取りこの事態を解決するのか、国の最高責任者とし

ての具体的な解決方法を御提案いただきたいと思ひます。

ところで、今回の所得税法の改正で脱税犯に係る罰則が厳しくなりました。懲役刑の上限は五年から十年へ、また罰金刑の上限は五百万円から一千万円へ引き上げられます。まじめに税金を払っている者からすればどんどんやればよいと思ひますが、仮に総理がこのことによつて少しでも責任を果たしたと考えるのであれば、とんでもない間違いであります。逆に、このタイミングで改正をすること自体、問題のすり替え、ごまかし、言い訳にとらえられても仕方がないと思ひます。

あわせて、今国会において、企業・団体献金の禁止を法制化しようとしている旨聞いております。私自身、幼少のころからこういつた問題を見ておりますが、問題が起きた後制度を改正することの繰り返しで、一向に政治環境が良くなつたとは思ひません。現在の政治制度は、まじめに政治活動をしようとする者にとつて最悪と言つても過言ではありません。

かつ、問題を起こした者が提案した改正案が良いと到底思ひません。自分自身に問題がないのであれば、なぜ制度を改正するのですか。無責任な制度改正をすれば、後進の者は迷惑いたします。やめていただきたいと存じます。過ちでは改むるにはばかることなかれといひます。本当に改める

べきところを改め、前向きな議論をするべきではありませんか。

この点について総理の見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鳩山由紀夫君登壇、拍手〕

内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 愛知議員にお答えをいたします。

かつて愛知サロンでお世話になりましたことを御礼を申し上げます。

まず、二十二年度予算に関する御質問でございますが、これは、リーマン・ショックから起こつた経済危機の影響を過小評価をしたのはむしろ旧政権ではないかと、そのように考えております。そのことを決して我々、言い逃れするつもりもありません。

二十二年度予算編成に当たつては、税収が大幅に減少する中で、財政の果たす役割にも配慮したぎりぎりの水準として国債発行額を約四十四兆円に抑えたというところでございまして、こういう中で、マネーフレスト主要事項の実現に当たつて、徹底した歳出削減、さらには国の総予算の見直しというところを行ひながら、優先順位というものを付けて効率的に実施をするとともに、国債の増発というものは極力抑えると、それを行わないで、依存しないで必要な財源というものを確保してきて、そのように考えているところでございます。

財政政策への覚悟に対するお尋ねでございます。現在の日本の財政状況、主要先進国の中で最悪の水準にある、これは御案内のとおりでございます。そのことに関して旧政権だと言っている言いがたれするつもりはありません。平成二十二年度の予算編成におきまして、厳しい経済状況の中で財政の果たす役割にも配慮しながら、未来への責任と、いつもを果たすために財政運営をどのように行っていくか、そのような観点から、先ほど申し上げましたように、国債発行額を四十四兆円に抑えたということでございます。財政規律をぎりぎり確保したと、そのように考えております。今後は、本年の前半に複数年度を視野に入れた中期財政フレームと財政運営戦略というものを策定をして、財政健全化への道筋をしっかりと示してまいります。

自民党の財政責任法案に関するお尋ねでございますが、御指摘の財政責任法案について詳細を恐縮ですが存じ上げておりませんので、コメントをすることは差し控えたいと思っております。いずれにしても、政府といたしましては、中身のある中期財政フレームさらには財政運営戦略を策定する、このことが責任ある政府としての態度である、そのように考えております。

揮発油税などの暫定税率についてのお尋ねでございます。

まず、一年前になぜ審議拒否までしたのかという点でございますが、やはりこの時代、当時を思い出しますと、異常に高騰したガソリンに対して何としても、これではいかぬと、せめて暫定税率分だけ下げようではないかと、そのような思いに對して多くの国民の皆さんがエールを送ってくださったということも私たちは理解をしていくべきだと考えております。

そして、現在ということになるわけでありまして、ガソリン税などのいわゆる暫定税率については、熟慮を重ねた結果、現行の十年間の税率は廃止をする。しかしながら、厳しい財政事情やあるいは地球温暖化防止の観点、さらには原油価格は今は極めて安定をきているという状況などを踏まえて、当分の間の措置として現在の揮発油税等の税率水準は維持するというにいたしましたのでございます。

その揮発油税等の暫定税率についての更なるお尋ねでございますが、今回維持することとなったというのは、これは基本的には暫定的なものでございまして、今回それを維持されることとなった税率の在り方については、地球温暖化対策のための税に関する検討の際に併せて検討をするということにいたしましたわけでございます。

それから、暫定税率の失効に伴う影響についてのお尋ねでございます。

これは平成二十年の四月に揮発油税等の暫定税率が一時失効したということでございますが、そのときに、先ほど申し上げましたように多くの国民の皆さんはむしろ喜んだという事実はございます。ただその一方で、国や地方の道路特定財源であった揮発油税の税収が減少すると、あるいはガソリン、軽油の流通、販売の現場において一定の混乱が生じるなどの影響が生じたことは理解をしております。このうちの国の税収の減少分についてとが、あるいは地方財政の減少分に関して、それなりにいわゆる財政運営に支障が生じないように適切な財源措置が、当時の政権でございますが、講じられたものだ、そのように理解をしております。

中小法人に対する軽減税率についてのお尋ねでございますが、平成二十二年度の改正におきましては、厳しい財政状況の中で実施に要する財源の確保が難しいという状況から実施は見送ったところでございますが、中小法人に対します軽減税率の引下げについて、マニフェストの期間中に財源を確保した上で実施することとしております。できるだけ早く実現をすることがやはり肝要ではないかと、そのように思っております。これから課税ベースの見直しなどによって財源をしっかりと確保をした上で実施に向けて真摯に検討をしてまいります。

たばこ税の増税の経緯とその理由についてのお尋ねでございます。

このたばこ税に関しましては、私の方から税調に対して、健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのための必要な事項について検討するようという諮問をいたしたところでございまして、これを踏まえた形で昨年末の税調で議論が進められたところでございます。その結果として、たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するために将来に向かって税率を引き上げていく必要があると、その方針にのっとりまして、今般その税率を引き上げたということでございまして、

また、税に関する基本的な認識についてのお尋ねでございます。

現代の税制は、これは言うまでもありませんが、御指摘のような財源の調達機能のほかに様々な機能を果たしているものと承知をしております。個別間接税につきましては、課税による価格効果を通じた消費抑制やあるいは排出抑制という政策効果もあるということから、税制改正の大綱において、健康に配慮をした税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進めることにしたわけでございます。

いずれにしても、税というものは広く国民の皆様方に負担を求めるところでございますので、公平、

透明あるいは納得、この理念の下で、税調において十分な議論を経た上で制度設計を行う必要がありますので、際限なく増税が行われる可能性があるという御懸念は決して当たりません。

それから、母から提供された資金に係る贈与税についての御質問でございます。

これに関しては、お答えを今までも申し上げておいたわけでございますが、検察の捜査による解明で初めて母からの資金提供を知ったというわけでございます。納税を免れようという意思はありませんでした。これは何度も申し上げたところでございます。昨年末に贈与として申告、そして納税をしたところでございますが、現在も国税当局が調査中であると聞いておりまして、そもそも申告内容や納税額、そして加算税などを含めたその取扱いについての判断は国税当局が行うものだと考えております。

言うまでもありませんが、脱税や滞納の意思は全くなかったわけでありますが、この検察の捜査によって初めて解明されたことは私自身の不徳の致すところでございます。したがって、国民の皆様方に納得いただくにはまだ時間が掛かるとは思っておりますが、今後もあるまじい説明を尽くしてまいりたいと思っております。

それから、所得税法の改正についてのお尋ねでございますが、課税の適正化を図り、税制に対す

る信頼を確保する観点から、今般、現行の国税に関する犯罪類型における法定刑の水準などについて、他の経済犯罪の法定刑などを勘案して見直すとしたわけでございます。先ほどから申し上げております母からの資金提供にかかわる納税とのかかわりについてのお尋ねではございますが、母からの資金提供について、検察の捜査による解明で初めて知ったものでございまして、今般の法改正とは何らかかわるものではありません。したがって、国民の皆様方に御納得いただくには若干の時間が掛かるとは思っておりますが、ありのままこれからも説明を尽くしてまいりたいと考えております。

それから、企業・団体献金の禁止についてのお尋ねでございます。

民主党の企業・団体献金禁止の提案は党内で積み重ねた政策論議の上にあるものでございまして、さきの総選挙でも既に国民の皆様方から信任していただいたマニフェスト、この中でも明記をしております。決して無責任なものでも思い付きで出したものでもございません。個々の問題と制度改正は明確に区分をして考える必要があると思っております。政治資金規正法違反の多くが企業・団体献金に絡むものであると、それは客観的な事実でございますので、誤解と疑念を払拭するためには禁止をすることが有効な改革だと私もは考

えております。

無責任な改正は後進が迷惑だという御主張でございますが、私は国民の多くの皆様方は決してこのことを迷惑だと思っっているとは思っておりません。ただし、この件は各党にかかわる問題でございますので、全党挙げての参加の協議機関の中でしっかりと御議論をいただいて、その進展の中で今国会で成案を得ることを願っているところでございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕

国務大臣(菅直人君) 私には、消費税の議論をすること自体が、財源確保ができる前提であれば論理的におかしいと考えるということでありません。

ちょっとこの意味が私には理解が十分できないんですが、消費税を含む税制全般にわたって議論をするというのは、もちろん税財源の確保という問題もありますが、必ずしも目の前の財源確保だけを目的にして議論するのではないことは皆さんもよく御承知のとおりであります。この十数年の経緯を見ておりまして、これだけ国債残高が急激に増大した原因を分析してみますと、社会保障などでの歳出増大と税制改正による歳入の減少が大体半々ぐらいのウエートでそうした結果を生み出

しているというふうに分析をしております。

そういったことも踏まえて、二十二年度税制改正大綱において税制全般の見直しを進めていくこととしておりまして、消費税の在り方についても今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて税制全般の見直しを進めていく中で検討していくというのがこの大綱における閣議決定の中身であります。

こついった意味で、消費税の議論はこつした方針に沿って始められるものでありまして、消費税の議論をすること自体がおかしいという指摘は全く当たらないと考えております。

以上です。(拍手)

議長(江田五月君) 荒木清寛君。

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

荒木清寛君 私は、公明党を代表して、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外二案につきまして、鳩山総理大臣並びに関係大臣に質疑いたします。

我が国経済は、リーマン・ショック後の最悪期からは脱したものの、鳩山政権の理念なき経済財政運営によりデフレの進行に歯止めが掛からず、国民の生活不安は募るばかりです。

このような鳩山不況の最大の原因は、経済効果が見込まれていた第一次補正予算を不要不急との